

先のニューズレターでご案内した政府規則 No. 38/2009 の制定により、2009年6月3日付で政府手数料が値上げとなりましたので、影響を受ける手続きについてその概要をお知らせします。

新たに料金が請求される手続き

手続き内容	新料金 (ルピア)
証書発行: - 特許 - 小特許 - 商標 - 意匠	250,000 200,000 100,000 100,000
証書訂正 (出願時のミスによる特許権者情報の訂正)	500,000
商標出願の指定商品/役務が3つを超えた場合の追加、一つにつき	50,000
地理的・原産地表示: - 実体審査請求 - 使用規則の変更登記 - 使用実態登記	500,000 100,000 500,000

料金が値上げされた手続き

手続き内容	旧料金 (ルピア)	新料金 (ルピア)
国内刊行物の特許調査サービス	150,000	500,000
強制実施権許諾請求	2,000,000	3,000,000
特許権地域的实施請求	2,000,000	3,000,000
商標出願 - 商標/団体商標(指定商品/役務3項目まで含む) - 原産地表示(指定商品/役務3項目まで含む)	450,000 250,000	600,000 500,000
商標更新 - 登録商標 - 団体商標	1,500,000 750,000	2,000,000 1,500,000
異議申立 商標 /原産地表示	100,000	500,000
審判請求 商標 /原産地表示	1,000,000	2,000,000
譲渡/合併の登記 - 特許(認可済) - 商標	150,000 375,000	500,000 500,000
名義変更/住所変更の登記 商標	150,000	300,000
ライセンス許諾の登記(実施前) 商標	375,000	500,000

認証		
- 特許	60,000	100,000
- 商標登録	75,000	150,000
- 地理的・原産地表示	50,000	100,000
優先権証明書		
- 特許	75,000	250,000
- 商標	50,000	250,000
団体商標		
- 使用規則の変更登記	225,000	300,000
- 譲渡登記	450,000	500,000
- 自発的無効請求	225,000	300,000

インドネシア商標規則の変更

1. 多区分出願での区分数制限解除

2009年6月3日までは多区分出願の最大区分数が3分類までの制限がありました。現在、多区分出願は最大45分類まで指定することが可能です。

2. 指定商品/役務の制限

指定商品/役務が3項目を超える出願に対して、インドネシア知的財産庁は各追加項目に対して追加手数料を申し受けます。

3. 従来のように分類タイトルや広い表現で保護を請求することはもはや受け入れられませんので、指定商品の記述は明確で、例えば衣類（clothing）は、スカート、シャツ、ズボン、半ズボン（shirt, skirt, trousers, short-pants）のように指定する必要があります。